経済連携協定（EPA）に基づく
認定輸出者自己証明制度
申請・利用の手引き

令和7年4月

経済産業省

貿易経済安全保障局貿易管理課原産地証明室

～目　次～

＜申請編＞
１．認定申請手続について
（１）申請対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）認定申請に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）認定申請の受付及び審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）認定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（５）その他（登録免許税の納付） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２．認定更新申請手続について
（１）認定更新申請に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）認定更新申請の受付及び審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）認定更新基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４）認定の更新に係る手数料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

３．電子手続（認定申請）について
（１）e-Gov 電子申請システム利用環境の確認・準備 ・・・・・・・・・１１
（２）ＩＤ及びパスワードの取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）必要な書類の送信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）書面による提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

＜利用編＞
４．原産地証明書の作成について
（１）原産地証明書の作成方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
（２）原産地申告の申告文（日メキシコ、日スイス、日ペルー
各協定の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
（３）原産地申告の必要的記載事項及び任意の様式（ＲＣＥＰ
協定の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
（４）原産地証明書の有効期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
（５）連続する原産地証明書（ＲＣＥＰ協定のみ）・・・・・・・・・・・ １６

５．認定輸出者の主な義務について
（１）変更の届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）帳簿の記載義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）生産者から誓約書の交付を受けた場合の生産者への通知義務 １８
（４）原産品でなかった場合等の経済産業大臣への通知義務 ・・・・２０
（５）関係書類の保存義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

６．相手国税関当局からの確認の要請（検認）について
（１）検認とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（２）検認の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（３）情報の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（４）回答期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（５）根拠法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（６）検認の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

（参考）認定申請手続及び認定後の届出に係る様式一覧
○誓約書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
○認定（更新）申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
○名称等変更届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
○登録免許税納付届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

＜申請編＞

１．認定申請手続について

（１）申請対象者

我が国から以下に掲げる特定の経済連携協定の締約国等向けに輸出をしようとする方が対象となります。

令和７年４月時点で、認定輸出者自己証明制度を導入している経済連携協定は以下のとおりです。（協定発効順）

１．日メキシコ協定
２．日スイス協定（リヒテンシュタイン向けを含む）
３．日ペルー協定
４．地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ）協定

（２）認定申請に必要な書類

認定の申請に当たっては、以下の書類を提出いただくことになります。

認定申請書の様式は、原産地証明室ＨＰに掲載されていますので、是非御利用ください。

【認定申請書類】（根拠規定：原産地証明法施行規則第１３条）

① 認定申請書（様式第２３）

② 認定申請書の添付書類

（ア）認定申請者が個人である場合にあっては、

1) 申請の日前三月以内に作成された戸籍の抄本又は住民票の写し
（外国人にあっては、在留カード若しくは特別永住者証明書の写し若しくは申請の日前三月以内に作成された住民票の写し又は在留資格を証するその他の書類で申請の日前三月以内に作成若しくは記載されたもの）

2) 印鑑証明書

（イ）認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、

1) 定款

2) 当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けたことを証する書面

（注）令和３年１月より、法務省との登記情報連携を開始し、同省が運営・管理する登記情報連携システムから商業・法人登記情報を取得することが可能となったことから、従来提出を求めていた登記事項証明書は不要となりました。

3) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

（ウ）認定申請者が様式第２２により作成した原産地証明法第７条の３各号（欠格条項）に該当しないことを誓約する書面

（エ）認定輸出者自己証明制度の利用を希望する経済連携協定、原産地証明法及び同法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類

（オ）第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定の締約国等を仕向地とする輸出に関する実績及び計画を記載した書類

なお、書類の不足や記載漏れ等提出書類の不備がある場合には、申請書類を受理できない場合もありますので御注意ください。

【参照条文：原産地証明法】

（認定）

第７条の２　第２条第４項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができる。

２　前項の認定を受けようとする者(第７条の４第１項及び第３６条第四号において「認定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書(次項及び同号において「認定申請書」という。)に、第７条の４第１項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類その他経済産業省令で定める書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地

三　認定の申請に係る経済連携協定の名称

四　前項の物品の品名

五　その他経済産業省令で定める事項

３　前２項に定めるもののほか、第１項の認定の申請の手続及び認定申請書の様式に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（欠格条項）

第７条の３　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の認定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二　第７条の１３第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定輸出者に対する命令）

第７条の１１　経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し必要な命令をすることができる。

（認定輸出者に対する立入検査等）

第７条の１２経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（３）認定申請の受付及び審査

① 申請受付窓口について

申請の受付は、経済産業省貿易経済安全保障局原産地証明室で行います。事前に下記申請受付窓口に御連絡の上、上記（２）の認定申請書類の原本を下記提出先まで郵送又は持参にて御提出ください。また、申請書類は不受理の場合を除き返却いたしません。

郵送の場合は、封筒に「認定輸出者」に係る認定申請書在中と朱書きの上、御提出ください。

【申請受付窓口及び申請書類提出先】
〒100-8901
東京都千代田区霞が関１丁目３番１号
経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理課 原産地証明室　宛て
（Tel）03-3501-0539
（E-mail）bzl-gensanti-syoumei@meti.go.jp

② 認定申請の審査について

下記（４）の認定基準に基づき、申請者から提出された申請書類の審査を行います。また、審査過程において、必要に応じ、追加資料の提出や対面での説明等を求めることがあります。

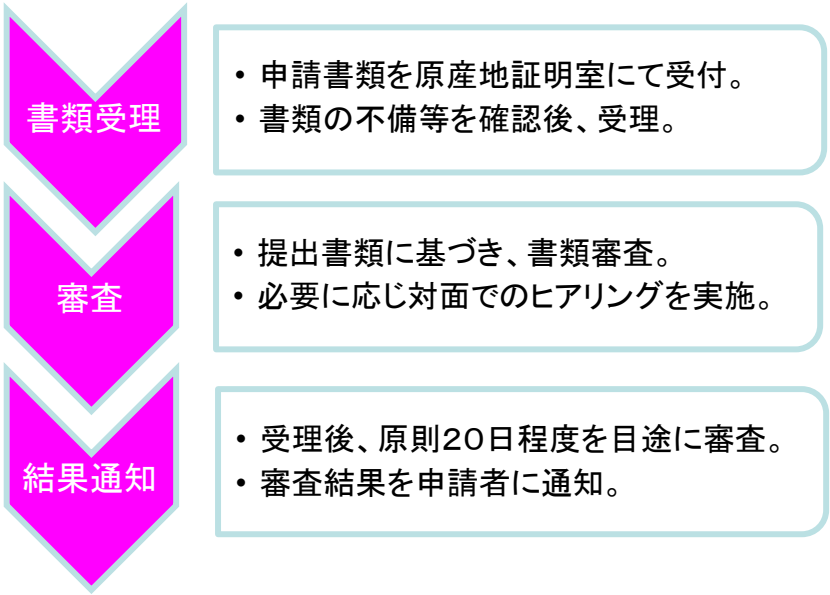

申請書類は、原産地証明法に基づく認定輸出者に係る認定のためのみに用い、経済産業省内で厳重に管理いたします。

なお、取得した個人情報については、認定審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

（４）認定基準

① 以下の認定基準に沿って審査いたします。

【認定基準】（根拠規定：原産地証明法施行規則第１４条）

① 認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。

※概ね半年で８回以上、指定発給機関からの第一種特定原産地証明書の受給実績があること（認定申請を行う経済連携協定以外の受給実績を含む）。

② 認定申請者が個人である場合にあっては、当該認定申請者本人と次に掲げる者との間の連絡体制を整備していること。

イ　経済産業大臣

ロ　申請に係る物品の生産者（当該申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合に限る。）

③ 認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ　本店又は主たる事務所に、次に掲げる者を配置していること。

(1)　第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者

(2)　(1)の責任者及びロの業務を行う者を指揮し、第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を総括管理する統括責任者

ロ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該業務を行う者として、次に掲げるいずれかの者を配置していること。

(1)　原産地証明法第３条第２項若しくは第３項の資料又は施行規則第４条の２第４項の資料[1]（以下このロにおいて総称して単に「資料」という。）の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について施行規則第４条の２第５項の確認を受けた者

(2)　資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について施行規則第４条の２第５項の確認を受けた場合に限る。）

(3)　原産地証明法第７条の２第１項の認定を受けた者（個人である場合であって、原産地証明法第７条の１３の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

(4)　第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が原産地証明法第７条の１３の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

[1] ここでいう「資料」とは、輸出される物品が特定原産品であることを明らかにする資料のことを指します。

(5)　(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ハ　イ(2)の統括責任者が、イ(1)の責任者及びロの業務を行う者を指揮監督する権限を、当該法人その他の団体の内部規則において位置付けていること。ただし、当該統括責任者とイ(1)の責任者及びロの業務を行う者との間の連絡体制が整備されていると認められるときは、この限りでない。

ニ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、経済産業大臣との連絡体制を整備していること。

ホ　申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合にあっては、認定申請者が当該物品に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該物品の生産者との連絡体制を整備していること。

【参照条文】

＜原産地証明法＞

（第一種特定原産地証明書の発給の申請）

第３条　（略）

２　前項の発給を受けようとする者（以下「発給申請者」という。）は、同項の物品の最終の仕向国（第７条の９第２項及び第２８条において単に「仕向国」という。）を特定する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載した申請書（以下「発給申請書」という。）に、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

３　発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、当該発給申請者は、当該生産者に、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣に直接に提出させることができる。

（認定）

第７条の２　第２条第４項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができる。

（欠格条項）

第７条の３　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第１項の認定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二　第７条の１３第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定の基準等）

第７条の４　経済産業大臣は、認定申請者が第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するものとして、第２条第４項の政令で定める経済連携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

２　（略）

（認定の取消し）

第７条の１３　経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第７条の３第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　第７条の４第１項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。

三　第７条の６又は第７条の７の規定に違反したとき。

四　第７条の８第１項又は第２項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。

五　第７条の９第１項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。

六　第７条の１１の規定による命令に違反したとき。

七　不正の手段により第７条の２第１項の認定（第７条の５第１項の認定の更新を含む。）を受けたとき。

八　前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

＜原産地証明法施行規則＞

（特定原産地証明書の発給の申請に係る事前登録）

第４条の２　（略）

３　前項の登録を受けた発給申請者又は申請物品生産者は、法第３条第１項の申請に先立って、当該発給申請者が輸出しようとする物品が当該物品の仕向国との間の経済連携協定に基づく特定原産品に該当するかどうかについて経済産業大臣に確認を求めることができる。

４　前項の確認の申請は、経済産業大臣に対し、特定原産品であることを明らかにする資料を提出することにより行わなければならない。

５　経済産業大臣は、第３項の確認の申請があった場合には、前項の規定により提出された資料について審査を行い、第３項の物品が特定原産品であると認めるときは、当該発給申請者又は申請物品生産者に対し、特定原産品であることを確認する書面を交付しなければならない。

② 認定の通知について

審査の結果、原産地証明法第７条の４第１項に基づき、認定をした場合には、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を記載した書面により、その旨を認定申請者に対して通知いたします。

【参照条文：原産地証明法】

（認定の基準等）

第７条の４　（略）

２　経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者（以下「認定輸出者」という。）に対し、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出者が当該認定に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

（５）その他

【登録免許税の納付について】

認定輸出者の「認定」は登録免許税法第２条[2] に該当するため、認定を受けた者に対して登録免許税が課税（９万円）されることとなります（ただし、認定の更新時には課税されません。）。

納税方法[3]は、認定日から１箇月以内に、銀行や郵便局等に備付けの納付書で現金を納付し、その領収証書の正本を登録免許税納付届（様式参照）の裏面に貼付の上、経済産業省原産地証明室まで提出してください。

---

[2]登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）

（課税の範囲）

第２条　登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

[3]（免許等の場合の納付の特例）

第２４条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

２ 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

２．認定更新申請手続について

（１）認定更新申請に必要な書類

認定輸出者は、３年ごとに認定の更新手続を行う必要があります。認定の更新申請手続については、認定の申請手続が準用されるため、認定更新申請書とともに、認定の申請手続の際と同様の添付書類（１．（２）参照）を準備してください(認定更新申請書の様式は認定申請書と同じ様式第２３です。様式は、原産地証明室ＨＰに掲載されていますので、是非御利用ください。)。ただし、認定の更新申請に当たっては、当該申請書様式上の「５．イ　第一種特定原産地証明書の過去の受給実績」の記載は不要です。

【参照条文】

＜原産地証明法＞

（認定の更新）

第７条の５　第７条の２第１項の認定は、経済産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

２　第７条の２第２項及び第３項並びに前２条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

＜原産地証明法施行規則＞

（認定の有効期間）

第１６条　法第７条の５第１項の経済産業省令で定める期間は、法第７条の４第１項の認定をした日から三年とする。

２　前３条の規定（第１４条第一号を除く。）は、法第７条の５第１項の認定の更新に準用する。

（２）認定更新申請の受付及び審査

認定更新申請の受付は、該当する認定の効力が失われる日の１ヶ月前から経済産業省貿易経済安全保障局原産地証明室で行います。申請書類の受理後、審査には原則１０日程度を要しますので、十分な余裕をもって申請してください。

認定の更新審査については、申請者から提出された申請書類に基づき審査を行いますが、審査過程において、認定の期間中に適切な証明書作成業務が行われていたかどうかの確認等のため、必要に応じ、帳簿の写し等の追加資料の提出や対面での説明等を求めることがあります。

審査の結果、原産地証明法第７条の５第１項に基づき認定の更新を行った場合には、認定の際と同様に、書面にてその旨を申請者に対して通知いたします。

（３）認定更新基準

認定の更新に当たっては、認定の基準が準用されます。認定の際の基準の１つである「第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること」は、認定の更新の際には適用されません。

（４）認定の更新に係る手数料

認定の更新時には、原産地証明法第３２条第３項に基づき、実費を勘案した更新手数料５，０００円の納付が必要となります。

※更新申請書に収入印紙を貼ってください。

更新申請書の最初のページの右上に収入印紙（５，０００円）を貼付（消印の必要なし）

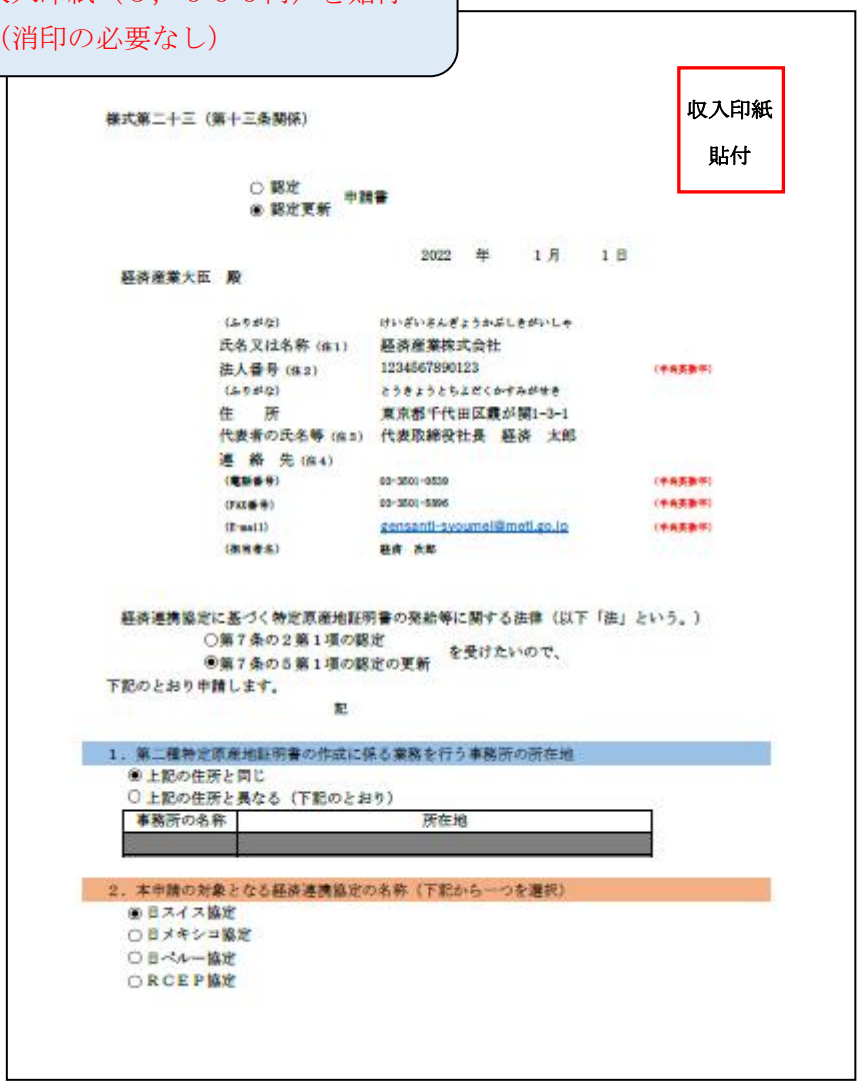

収入印紙
貼付

様式第二十三（第十三条関係）

○ 認定
◉ 認定更新　申請書

2022　年　1 月　1 日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）　けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
氏名又は名称（注1）　経済産業株式会社
法人番号（注2）　1234567890123　（半角英数字）
（ふりがな）　とうきょうとちよだくかすみがせき
住　所　東京都千代田区霞が関1-3-1
代表者の氏名等（注3）　代表取締役社長　経済　太郎
連 絡 先（注4）
（電話番号）　03-3501-0530　（半角英数字）
（FAX番号）　03-3501-5896　（半角英数字）
（E-mail）　gensanti-syoumei@meti.go.jp　（半角英数字）
（担当者名）　経済　次郎

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）
○第７条の２第１項の認定
◉第７条の５第１項の認定の更新　を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

１．第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
◉ 上記の住所と同じ
○ 上記の住所と異なる（下記のとおり）

事務所の名称	所在地

２．本申請の対象となる経済連携協定の名称（下記から一つを選択）
◉ 日スイス協定
○ 日メキシコ協定
○ 日ペルー協定
○ ＲＣＥＰ協定

【参照条文】

＜原産地証明法＞

（手数料）

第３２条　（略）

３　第７条の５第１項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

＜原産地証明法施行令＞

（経済産業大臣の行う認定の更新に係る手数料）

第９条　法第３２条第３項の政令で定める額は、１件につき５千円とする。

３．電子手続（認定申請）について

認定申請手続は、書面による申請の他、e-Gov 電子申請システム（https://www.e-gov.go.jp/application/）を通じた電子手続も可能です。また、後述の変更の届出（５．（１）参照）についても、電子手続が可能です。e-Gov 電子申請システムによる手続方法は以下のとおりです。

（１）e-Gov 電子申請システム利用環境の確認・準備

e-Gov 電子申請システムを通じて申請（又は届出）を行う場合には、パソコン利用環境の確認及びプログラム（e-Gov 電子申請アプリケーション）のインストールが必要です。

詳細については、e-Gov のＨＰ「e-Gov 電子申請システムご利用ガイド」（https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/index.html）を御参照ください。

（２）ＩＤ及びパスワードの取得

e-Gov 電子申請システムを通じて申請（又は届出）を行う場合には、ＩＤ及びパスワードが必要です。

ＩＤ及びパスワードの取得については、経済産業省貿易経済安全保障局原産地証明室(bzl-gensanti-syoumei@meti.go.jp)へメールにて、第一種特定原産地証明書発給システムの企業登録番号又は認定輸出者自己証明制度の認定番号、企業名、担当部署、担当者氏名、電話番号及び E-mail を明記の上、申請してください。

なお、取得したＩＤ及びパスワードは、次回以降の手続の際も使用可能です。

（３）必要な書類の送信

e-Gov 電子申請システムにログイン後、画面の指示に従って、申請書（又は届出書）のエクセルファイル、併せてスキャンしたＰＤＦファイルの添付書類を送信してください。

（４）書面による提出

電子手続の場合においても、以下の書類については、別途郵送又は持参にて経済産業省貿易経済安全保障局原産地証明室に御提出ください。

- 認定に係る登録免許税納付届

  ※認定日から１箇月以内に、銀行や郵便局等に備付けの納付書で現金を納付し、その領収証書の正本を貼付の上、御提出ください。

＜利用編＞

４．原産地証明書の作成について

（１）原産地証明書の作成方法

認定輸出者は、日本商工会議所に対する原産品判定依頼及び原産地証明書（第一種特定原産地証明書）の発給申請の手続を行うことなく、輸出する物品が各経済連携協定に基づく原産品であると認めることができる場合には、自ら原産地証明書（第二種特定原産地証明書）を作成することができます。

認定輸出者が輸出する物品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該生産者が当該認定輸出者に対して提供する当該物品が原産品であるとの情報又は当該物品が原産品であることを誓約する書面（原産地証明法上、この誓約書は「第二種原産品誓約書」と定義されています。）に基づいて、原産地証明書を作成することができます。

（２）原産地申告の申告文（日メキシコ、日スイス、日ペルー各協定の場合）

経済産業大臣により認定を受けた輸出者には、認定番号が付与されます。認定輸出者が作成する原産地証明書については、各経済連携協定で定められた様式はなく、認定輸出者は、輸出する物品が各協定に基づく原産品であると認めることができる場合には、当該物品に係る商業上の文書（仕入書、納品書等）に、各経済連携協定で定められた申告文を押印又は印字することにより、英語で原産地証明書を作成します。原産地申告の申告文は、日メキシコ協定においては統一規則附属書三、日スイス協定においては附属書二の付録三、日ペルー協定においては附属書四にそれぞれ定められています。

【参考】

＜日メキシコ協定統一規則附属書三　原産地申告の申告文＞

“The exporter of the goods covered by this document (Authorization No ... (Note 1)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA (Note 2).”

Note 1: The authorization number of the approved exporter must be entered in this space.
Note 2: “Japan-Mexico EPA/Mexico-Japan EPA” means the Agreement between Japan and the United Mexican States for the Strengthening of the Economic Partnership. Where this declaration is produced by an exporter located in Japan indicate Japan-Mexico EPA, or Mexico-Japan EPA where the declaration is produced by an exporter located in Mexico

＜日スイス協定附属書二の付録三　原産地申告の申告文＞

「この文書の対象となる産品の輸出者（認定番号（注釈１））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地（国名（注釈２））が特恵に係る原産地であることを申告する。」
注釈１　括弧内に、認定輸出者の認定番号を記入する。
注釈２　括弧内に、当該産品の原産地を記入する。

"The exporter of the products covered by this document (Authorisation No ... (Note 1)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... (Note 2) preferential origin."

Note 1: The authorisation number of the approved exporter shall be entered in this space.
Note 2: The origin of the products to be indicated.

＜日ペルー協定附属書四　原産地申告の申告＞

"The exporter of the goods covered by this document (Authorization No ... (Note 1)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of ... (Note 2) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA（Note 3）.
…… (Note 4)"
(Place and date)

Note 1: The authorization number of the approved exporter shall be entered in this space.
Note 2: The origin of the goods shall be indicated (Japan or Peru).
Note 3: "Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA" means the Agreement between Japan and the Republic of Peru for an Economic Partnership.
Note 4: These indications may be omitted if the information is contained on the document itself.

○第二種特定原産地証明書の例（日スイス協定の場合）

○○ Co., Ltd.
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo,
100-8901, Japan

Invoice

Invoice No. □□□□　　Date: April 1, 2019

Messrs　: △△ AG
From　: Tokyo, Japan
To　: Geneva, Switzerland
Payment Terms: Deferred Payment

Description	Q'ty	Unit price	Amount Price
○○○○○○	2 units	JPY 150,000	JPY300,000
Total:	2 units		JPY300,000

"The exporter of the products covered by this document (Authorisation No 123456) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin."

○○ Co., Ltd.

（３）原産地申告の必要的記載事項及び任意の様式（ＲＣＥＰ協定の場合）

経済産業大臣により認定を受けた輸出者には、認定番号が付与されます。認定輸出者が作成する原産地証明書については、様式はなく、認定輸出者は、輸出する物品がＲＣＥＰ協定に基づく原産品であると認めることができる場合には、当該物品に係る商業上の文書（仕入書、納品書等）に、ＲＣＥＰ協定附属書三Ｂに定められた必要的記載事項を記述することにより、英語で原産地証明書を作成します。

認定輸出者が作成する原産地証明書についての様式はありませんが、認定輸出者は、サンプルフォーマット（原産地証明室ＨＰに「ＲＣＥＰ協定における原産地申告サンプルフォーマット」として掲載）を参考に原産地証明書を作成します。

必要的記載事項は以下のとおりです。具体的な記載要領については、サンプ

ルフォーマットの裏面をご覧ください。

＜ＲＣＥＰ協定附属書三Ｂ　必要的記載事項　２原産地申告＞

(a)　輸出者の氏名又は名称及び住所

(b)　判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所

(c)　輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所

(d)　産品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）

(e)　認定された輸出者については、輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号

(f)　固有の参照番号

(g)　原産性を与えることとなる基準

(h)　権限を与えられた署名者による証明であって、原産地申告に記載された産品が第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されたもの

(i)　第二・六条（関税率の差異）に規定するＲＣＥＰ原産国

(j)　原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、ＦＯＢ価額

(k)　産品の数量

(l)　連続する原産地申告については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国におけるＲＣＥＰ原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号

（注）(f)固有の参照番号については、輸出される物品にかかる商業上の文書（仕入書、納品書等）の番号をご記載ください。

○ＲＣＥＰ協定における原産地申告のサンプルフォーマット

Declaration of Origin 原産品申告書
(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement 地域的な包括的経済連携協定)

1. Unique reference number 固有の参照番号	2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号（認定された輸出者の場合）

3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known
生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）（判明している場合）

5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)
輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice 産品の品名、仕入書番号・日付	7. HS Code (6-digit level, HS2022) 関税分類番号（6桁、HS2022）	8. Origin conferring criterion 原産性の基準	9. RCEP country of origin RCEP原産国	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額

11. Remarks その他の特記事項

12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報（連続する原産地証明の場合）

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from _____ (exporting country) to _____ (importing country).
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された産品が地域的な包括的経済連携協定第３章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの産品は（輸出締約国）から（輸入締約国）に向けて輸出されます。

Date of declaration 作成年月日：

Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称：

Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称：

Address of the agent of the certifying person 代理人の住所：

Signature 作成者の署名（日本への輸入の場合には不要）：

The certifying person (☐Approved exporter、☐Exporter、☐Producer、☐Importer)
本原産品申告書の作成者　認定された輸出者　輸出者　生産者　輸入者

（規格Ａ４）

（４）原産地証明書の有効期限

認定輸出者が作成する原産地証明書は、原産地申告の申告文を記載する商業上の文書が発行された日に作成されたとみなされ、日スイス協定、日ペルー協定、及びＲＣＥＰ協定においては作成の日以後１２ヶ月間、日メキシコ協定においては、作成の日の翌日から１２ヶ月間有効となります。

また、認定輸出者が作成する原産地証明書は、いずれの協定においても、輸入締約国の税関当局に対して、１回の輸入に限り提出できます。

（５）連続する原産地証明書の作成について（ＲＣＥＰ協定のみ）

連続する原産地証明書は、例えば、あるＥＰＡ締約国（締約国Ａ）から輸出

された原産品が他のＥＰＡ締約国（締約国Ｂ）を経由してさらに別のＥＰＡ締約国（締約国Ｃ）に輸入される場合に、経由国である締約国Ｂにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Ａで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Ｂにおいて発給されるものです。

ＲＣＥＰ協定において、認定輸出者は、認定を受けた物品に限り、次のすべての要件を満たす場合には、自ら連続する原産地証明書を作成することができます。

- 有効な原産地証明の原本又はその認証された真正な写しが中間締約国の認定輸出者に対して提示されること。
- 連続する原産地証明の有効期限が最初の原産地証明の有効期限を超えないこと。
- ＲＣＥＰ協定附属書３Ｂ（必要的記載事項）の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報（当初の原産地証明書番号、発給年月日、発給国、ＲＣＥＰ原産国、認定輸出者の認定番号）が記載されていること。
- 中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。
- 分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。
- 連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれていること。

５．認定輸出者の主な義務について

認定後の適切な証明書作成業務を確保するため、原産地証明法上、以下の義務が課されています。

（１）変更の届出

原産地証明法第７条の６に基づき、認定申請時に申請書に記載した以下の事項について変更があった場合には、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。具体的には、

①「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、

② 「第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地」又は「認定を受けた経済連携協定の締約国等に輸出される物品の品名」に関して変更しようとする場合には、あらかじめ、様式第２４により作成した届出書を経済産業省原産地証明室に提出してください。

届出書の様式（名称等変更届出書）は、原産地証明室ＨＰに掲載されていますので、是非御利用ください。

【参照条文：原産地証明法】
（変更の届出）
第７条の６　認定輸出者は、第７条の２第２項第一号（氏名又は名称及び住所）に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第二号（第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地）又は第四号（物品の品名）に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

なお、変更の届出については、書面による提出の他、e-Gov 電子申請システム（https://www.e-gov.go.jp/application/）を通じた電子手続も可能です。詳細は、「３．電子手続について」を御参照ください。

（２）帳簿の記載義務

認定輸出者は、作成した第二種特定原産地証明書ごとに下記の事項を記載した帳簿を作成し、当該記載事項について各第二種特定原産地証明書の作成の日の翌日から起算して、認定を受けた協定ごとに、以下の期間保存する必要があります。

１．日メキシコ協定　　５年
２．日スイス協定　　３年
３．日ペルー協定　　５年
４．ＲＣＥＰ協定　　３年

なお、本店又は主たる事務所と証明書作成業務を行う事務所が同一であり、かつ、他に証明書作成業務を行う事務所がない場合には、１つの帳簿に記載して構いません。

【帳簿】（根拠規定：原産地証明法施行規則第１８条）
＜本店又は主たる事務所に備え付ける帳簿の記載事項＞
（イ）第二種特定原産地証明書を作成した年月日
（ロ）第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名
（ハ）第二種特定原産地証明書を作成した事務所の所在地

＜証明書作成業務を行う事務所ごとに備え付ける帳簿の記載事項＞

（イ）第二種特定原産地証明書を作成した年月日

（ロ）第二種特定原産地証明書を作成した者の氏名

（ハ）第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名、数量及び関税番号

（ニ）第二種特定原産地証明書が作成された物品の輸入者の氏名又は名称及び住所

（ホ）第二種特定原産地証明書の作成の用に供した仕入書等に識別のための番号が記載されている場合にあっては、その番号

（ヘ）第二種特定原産地証明書の作成に当たり、第二種原産品誓約書の交付を受けた場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに第二種原産品誓約書交付者が法人その他の団体である場合にあっては、その代表者の氏名

(2) 第二種原産品誓約書の交付を受けた年月日

【参照条文：原産地証明法】

（帳簿の記載）

第７条の７　認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（３）生産者から誓約書の交付を受けた場合の生産者への通知義務

認定輸出者が輸出する物品の生産者でない場合、認定輸出者は、当該物品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報に基づいて、又は、当該物品の生産者からその同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（第二種原産品誓約書）の交付を受けて原産地証明書を作成することができます。第二種原産品誓約書の交付を受けて原産地証明書を作成したときは、認定輸出者は、原産地証明書の作成後速やかに、当該誓約書を交付した生産者に対して、証明書を作成した旨と作成年月日を通知しなければなりません。

また、生産者から第二種原産品誓約書の交付を受けて原産地証明書を作成したにもかかわらず、結果的にその原産地証明書を使わなかった場合にも、認定輸出者は当該生産者に対して通知しなければなりません（後述のように、生産者に対しても書類の保存義務が課されており、生産者が当該義務の起算点を認識する上で必要であるため）。

【参照条文：原産地証明法】

（第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等）

第７条の８　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以

下「第二種原産品誓約書」という。）の交付を受けて第二種特定原産地証明書を作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付をした者（以下「第二種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。
２　認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。

なお、第二種原産品誓約書については、法令上の様式はありませんが、当該誓約書には、当該誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約する旨及び以下の事項について記載していただく必要があります。

【第二種原産品誓約書の記載事項】（根拠規定：原産地証明法施行規則第１９条）
（イ）第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先
　　並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
（ロ）第二種原産品誓約書の交付年月日
（ハ）物品の品名及び当該物品に係る関税番号
（ニ）第二種原産品誓約書が作成された物品に係る経済連携協定の名称

以下の様式例は、上記記載事項を記載した一例です。認定輸出者が輸出する物品の生産者から第二種原産品誓約書の交付を受ける場合、当該誓約書は、認定輸出者が適切な証明書作成業務を確保するための前提となりますので、当該誓約書の様式については、認定輸出者と生産者との間で十分に話し合った上で取り決め、円滑な連絡・協力体制を整備してください。

【第二種原産品誓約書の様式例】

第二種原産品誓約書

年　月　日

（認定輸出者）　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名
連　絡　先
（電話番号）
（FAX 番号）
（E-mail）
（担当者名）

当社は、当社が生産した下記の物品は、（経済連携協定の名称）に基づく特定原産品であることを誓約し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第７条の１０第２項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）で定める書類を当該誓約書の交付の日以後法施行規則で定める期間を経過する日までの間、保存すること、及び経済産業大臣が締約国等の権限ある当局から下記の物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、法第３０条第４項の規定に基づき、経済産業大臣が当社に対し、必要な報告を求めることをあらかじめ了解します。

記

HS コード	物品の品名（英文）

（４）原産品でなかった場合等の経済産業大臣への通知義務

認定輸出者は、原産地証明書を作成した日から一定の期間を経過する日までの間において、当該原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったときには、経済産業大臣にその旨を通知しなければなりません（経済産業大臣は当該通知を受けた場合には、相手国税関に速やかに通報することとなっています)。その旨を知ったにもかかわらず、経済産業大臣に通知しなかった場合は、罰則（罰金３０万円以下）の対象となります。

通知する義務のある期間は、認定を受けた経済連携協定ごとに、以下のとおりとなります。

１．日メキシコ協定　　５年
２．日スイス協定　　３年
３．日ペルー協定　　５年
４．ＲＣＥＰ協定　　３年

また、原産地証明書の記載に誤りがあったことや原産地証明書に記載された事項に変更があったことを知ったときにも同様に、経済産業大臣にその旨を通知しなければなりません（通知期間：１年間）。ただし、その事実が軽微なもの（原産地証明法施行規則第２１条参照）である場合等は通知の必要はありません。

【参照条文】

＜原産地証明法＞

（特定原産品でなかったこと等の通知等）

第７条の９　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一　当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。
二　前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと。
三　当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。

２　経済産業大臣は、前項の通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

第３７条　証明書受給者が、第一種特定原産地証明書の発給を受けた日以後第６条第１項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣(当該第一種特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関)に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときは、三十万円以下の罰金に処する。

２　認定輸出者が、第二種特定原産地証明書を作成した日以後第７条の９第１項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第二種特定原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

＜原産地証明法施行規則＞

（第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間）

第２０条　法第７条の９第１項の経済産業省令で定める期間は、同項第一号に掲げる事実にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とし、同項第二号又は第三号に掲げる事実にあっては一年（日メキシコ協定に係るものについては、一年が経過した日の翌日までの期間）とする。

一　日メキシコ協定	５年
二　日スイス協定	３年
三　日ペルー協定	５年
四　地域的な包括的経済連携協定	３年

（第二種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知に係る軽微な事実）

第２１条　法第七条の九第一項の経済産業省令で定める軽微な事実は、次のとおりとする。

一　法第７条の９第１項第二号に掲げるもののうち、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、記載内容の正確性を失わない範囲のもの
二　法第７条の９第１項第三号に掲げるもののうち、第二種特定原産地証明書の趣旨の変更を伴わないもの

（５）関係書類の保存義務

認定輸出者は、相手国税関当局からの確認の要請（検認）への対応などのために必要となる情報（原産地証明書の写し、原産地証明書を作成する上で物品が特定原産品であることを証するために必要な資料（例えば、生産者からの誓約書や物品を生産するに当たって使用した材料の購入契約書や支払明細書等））を保存する必要があります。

また、認定輸出者に対して誓約書を交付した生産者においても、当該誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な資料を保存していただく必要があります。

保存期間は、認定を受けた経済連携協定ごとに、以下のとおりとなります。

１．日メキシコ協定　　５年
２．日スイス協定　　３年
３．日ペルー協定　　５年
４．ＲＣＥＰ協定　　３年

【参照条文】

＜原産地証明法＞

（書類の保存）

第７条の１０　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

２　第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第７条の８第１項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第２項の通知を受けたときは、この限りでない。

＜原産地証明法施行規則＞

（第二種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第２２条　法第７条の１０第１項の第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　第二種特定原産地証明書の写し

二　当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第二種原産品誓約書

２　法第７条の１０第１項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一　日メキシコ協定	５年
二　日スイス協定	３年
三　日ペルー協定	５年
四　地域的な包括的経済連携協定	３年

３　法第７条の１０第２項の第二種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第二種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

４　法第７条の１０第２項の経済産業省令で定める期間は、当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成の日から起算して、当該作成に係る第二項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

なお、上記義務が適切に履行されていない等以下の事項に該当する場合には、認定を取り消されることもありますので、御留意ください。

【認定取消事由】

（1）原産地証明法の欠格条項に該当した場合
（2）認定の基準に適合しなくなった場合
（3）変更の届出義務又は帳簿の記載義務に違反した場合
（4）誓約書を交付した生産者に対して、原産地証明書を作成した旨又は作成した原産地証明書を証明の用に供しないこととした旨を通知しなかった場合
（5）原産品でなかったことを経済産業大臣に対して通知しなかった場合
（6）経済産業大臣からの証明書作成業務に係る必要な命令に違反した場合
（7）不正の手段により認定（認定の更新を含む）を受けた場合
（8）その他原産地証明法又は同法に基づく命令の規定に違反した場合

【参照条文：原産地証明法】

（認定の取消し）

第７条の１３　経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第７条の３第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。
二　第７条の４第１項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
三　第７条の６又は第７条の７の規定に違反したとき。
四　第７条の８第１項又は第２項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。
五　第７条の９第１項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。
六　第７条の１１の規定による命令に違反したとき。
七　不正の手段により第７条の２第１項の認定（第７条の５第１項の認定の更新を含む。）を受けたとき。
八　前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

２　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

６．相手国税関当局からの確認の要請（検認）について

（１）検認とは

相手国税関当局は、特恵税率の適用の可否を決定するに当たって、日本から輸出された物品が経済連携協定上の原産品であるか否か等について、各協定の規定に基づき、書面又は訪問を通じた確認の要請（検認）を行うことがあります。

検認への対応については、以下のとおり各協定上で定められた期限があるため、回答期限内に回答できるよう、法令に基づき、原産品であることを明らかにする資料等の書類の保存を適切に行っていただく必要があります（５．（５）参照）。

１．日メキシコ協定　　６ヶ月以内（追加の確認　３ヶ月以内）
２．日スイス協定　　１０ヶ月以内
３．日ペルー協定　　３ヶ月以内（追加の確認　２ヶ月以内）
４．ＲＣＥＰ協定　　３０日以上９０日以内

【参照条文：原産地証明法施行令】

（情報提供の期間）

第６条　（略）

６　第２条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第３０条第３項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に法第２条第４項に規定する第二種特定原産地証明書（以下「第二種特定原産地証明書」という。）が作成された物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあってはその求めがあった日の翌日から起算して六月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあってはその求めがあった日の翌日から起算して三月とする。

７　第２条第２号に掲げる経済連携協定に係る法第３０条第３項の政令で定める期間は、同項の情報の提供の求めがあった日から起算して十月とする。ただし、当該経済連携協定の締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該物品に係る情報の提供の求めに応ずる期間について個別に我が国と当該経済連携協定の締約国との間で合意をした期間があるときは、当該期間とする。

８　第２条第３号に掲げる経済連携協定に係る法第３０条第３項の政令で定める期間は、当該経済連携協定の締約国たる外国に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあってはその求めを受けた日の翌日から起算して三月とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあってはその求めを受けた日の翌日から起算して二月とする。

（２）検認の方法

相手国税関当局は、各協定に規定された連絡方法（外交ルート等）により、書面にて、経済産業省に対して確認の要請を行います。当該書面には、対象となる第二種特定原産地証明書の情報及び確認内容が記載されています。

相手国税関当局から要請を受けた経済産業省は、輸出者又は第二種原産品誓約書交付者である生産者に対して、報告又は資料の提出を求めます。

（３）情報の提供

確認の要請を受けた物品が協定上の原産品であるか否か等を確認するため、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料（対比表、計算ワークシート等）や裏付け資料（製造工程フロー図等）を提出していただきます。

○検認の一般的な流れ

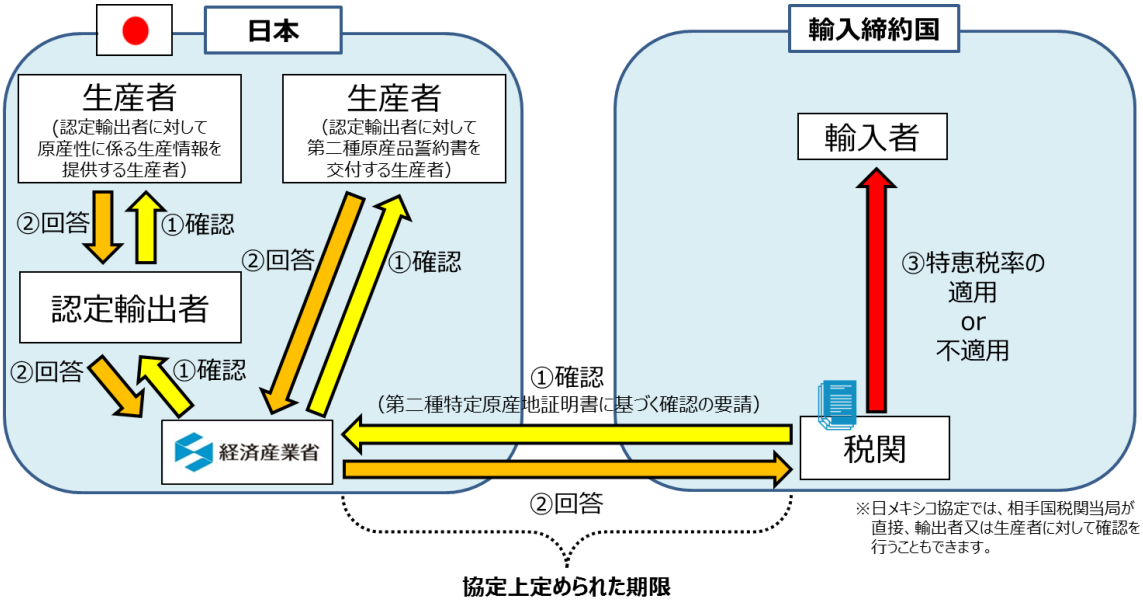

（４）回答期限

輸出者又は生産者（第二種原産品誓約書交付者）の回答期限は、経済産業省からの報告依頼の書面に記載されています。

（５）根拠法令

相手国税関当局から第二種特定原産地証明書に対する検認を受けた場合、経済産業省は原産地証明法第３０条第３項及び第４項の規定に基づいて対応します。

【参照条文：原産地証明法】

（締約国等の権限ある当局に対する情報提供等）

第３０条　（略）

３　経済産業大臣は、締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に認定輸出者、第二種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

４　経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、第二種原産品誓約書交付者に対し、期限を付けて、必要な報告を求め、又はその職員をして第二種原産品誓約書交付者について、当該第二種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第７条の１０第２項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

（６）検認の結果

輸出者又は生産者から提出いただいた情報及び資料に基づいて、輸出された物品が協定上の原産品であるか否か等に関する情報を相手国税関当局に対して提供しますが、特恵税率を適用するか否かの最終的な判断は相手国税関当局が行うこととなります。

なお、相手国税関当局に対して提供する情報は、当該情報を相手国税関当局に提供することについて認定輸出者等の同意がある情報となります。

情報の提供により、相手国税関当局が当該物品について協定上の原産品であること等を確認できた場合には、相手国税関当局において特恵税率の適用が認められます。

一方で、協定上の期限内に回答しない場合や、提供された情報が当該物品が原産品であること等を証明するために十分でない場合には、相手国税関当局により特恵税率の適用が否認されることがあるため、御注意ください。

【お問い合わせ先】
経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理課 原産地証明室
（Tel）03-3501-0539
（E-mail）bzl-gensanti-syoumei@meti.go.jp

（参考）認定申請手続及び認定後の届出に係る様式一覧

○誓約書（原産地証明法第７条の３各号（欠格条項）に該当しないことを誓約する書面）・・・・・・・・・・・・・・原産地法施行規則様式第２２

○認定（更新）申請書・・・・・・・・・・・原産地法施行規則様式第２３

○名称等変更届出書・・・・・・・・・・・・原産地法施行規則様式第２４

○登録免許税納付届・・・・・・・・・・・・経済産業省告示

様式第二十二（第十三条関係）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（ふりがな）

住　　所

代表者の氏名等
（注１）

誓　　約　　書

当社は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第7条の3各号に該当しないことを誓約いたします。

（注1）代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

＜備考＞
この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十三（第十三条関係）

認定（更新）申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称（注１）
法人番号（注２）
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名等（注３）
連　絡　先（注４）
（電話番号）
（FAX 番号）
（E-mail）
（担当者名）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第７条の２第１項の認定（法第７条の５の認定の更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
２．本申請の対象となる経済連携協定の名称
３．輸出する物品の品名（英文でも可）及び関税番号
４．第二種原産品誓約書交付候補者の氏名又は名称及び住所
５．法第七条の四第一項に規定する認定基準に適合している旨の説明
イ　第一種特定原産地証明書の過去の受給実績（注５）
ロ　第二種特定原産地証明書の作成に関する業務の実施に係る体制及び運営に関する事項（注６）
（１）第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を統括管理する統括責任者に関する事項
（２）第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者に関する事項
（３）第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う者に関する事項（注７、８、９）
ハ　物品の生産者との連絡体制の整備状況（注１０）

＜記載要領＞

（注１）申請者の「氏名又は名称」及び「住所」欄は、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、当該法人その他の団体の名称及び住所（本店又は主たる事務所の住所）を記載すること。

（注２）認定申請者が法人その他の団体である場合には、法人番号を記載すること。法人番号の指定がない場合又は認定申請者が個人である場合にあっては、当該記載を要しない。

（注３）代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

（注４）申請者の「連絡先」欄は、本申請内容について総括的対応が可能であるとともに、申請書に係る経済産業省からの照会及び指示に対する一元的窓口を担う者の連絡先を記載すること。

（注５）５．イについては、過去１年間の月別受給実績及び直近１件の証明書番号を記載すること。なお、認定の更新申請に当たっては、当該記載を要しない。

（注６）認定申請者が個人である場合にあっては、５．ロの事項の記載を要しない。

（注７）５．ロ（３）の証明書作成業務担当者については、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が複数ある場合は、当該事務所ごとに配置していること。また、一の事務所に証明書作成業務担当者として複数の者を配置している場合は、それぞれの者について記載すること。

（注８）証明書作成業務担当者の特定原産地証明書に係る実務経験について、主たるものを下記（１）～（４）から一つ選択し、かかる事務に従事した期間及びその法人・団体名について記載すること。なお、（３）を選択した場合は、期間及び法人・団体名の記載を要しない。

（１）法第３条第２項若しくは第３項の資料又は経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第４条の２第４項の資料（特定原産品であることを明らかにする資料（以下「資料」という。））の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について法施行規則第４条の２第５項の確認を受けた者

（２）資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について法施行規則第４条の２第５項の確認を受けた場合に限る。）

（３）法第７条の２第１項の認定を受けた者（個人である場合であって、法第７条の１３の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

（４）第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が法第７条の１３の規定により認

定を取り消されていない場合に限る。）

（注９）上記（１）～（４）までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する場合、具体的に説明すること。なお、「実務経験」欄において、上記（１）～（４）のいずれかを選択した場合は、記載を要しない。

（注１０）５．ハについては、申請者が法人その他の団体である場合は、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、連絡体制を整備していること。

＜備考＞

この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十四（第十七条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
法人番号（注１）
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名等
（注２）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の６の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更する（した）事項（注３）
２．変更する（した）年月日
３．変更の理由

＜記載要領＞

（注1）認定申請者が法人その他の団体である場合には、法人番号を記載すること（法人番号の指定がない場合は、空欄で差し支えない。）。認定申請者が個人である場合にあっては、当該記載を要しない。

（注2）代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

（注3）変更前及び変更後について記載すること。

＜備考＞

この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

（表）

登録免許税納付届

年　月　日

経済産業大臣　殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の
氏名

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の２第１項の認定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第２４条第１項の規定により、領収証書を提出します。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（裏）

領収証書はり付け欄
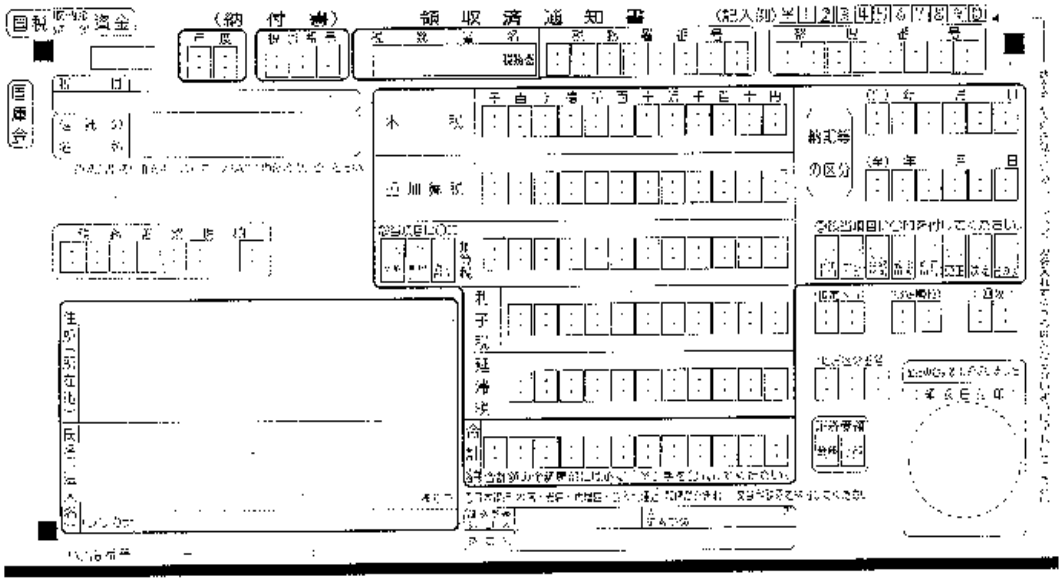
登録免許税納付書サンプル